

2014年3月吉日

各 位

株式会社 Y・T Japan

中国の国際運賃への増値課税が1月から撤廃へ

中国財務部および税務総局は12月12日付けで、「鉄道輸送と郵政サービスに関する営業税から増値税への変更に関する試験通達」(財税106号)を公布、その付属文書の中で国際貨運代理業者が中国で徴収した国際貨物運賃をキャリアに送金する場合は免税扱いとなる規定が盛り込まれた。キャリアに支払われる国際輸送費用が課税控除対象とする文言が入ったことで、実質的な免税となる見込み。2014年1月1日付けで適用される。

これにより2013年8月1日付けで適用されていた「交通運輸業及び一部現代サービス業における営業税の増値税への徴収変更試行にかかわる税收政策の全国展開に関する通達」(財務37号)に基づき海上運賃に対し適用されていた6%の増値税は免税扱いとなり、さらに付属文書に「8月1日から新規発布日まで の増値税発票に関しても(免税扱いが)適用される」となっていることから、既に支払済みの課税分も、申請に応じて還付される可能性がある。

ただし控除対象は国際運賃のみで、現地徴収のチャージなど諸費用は6%課税が継続されるとみられる。

以上

ご質問等ございましたら以下連絡先へお問い合わせください。

045 (263) 9212